

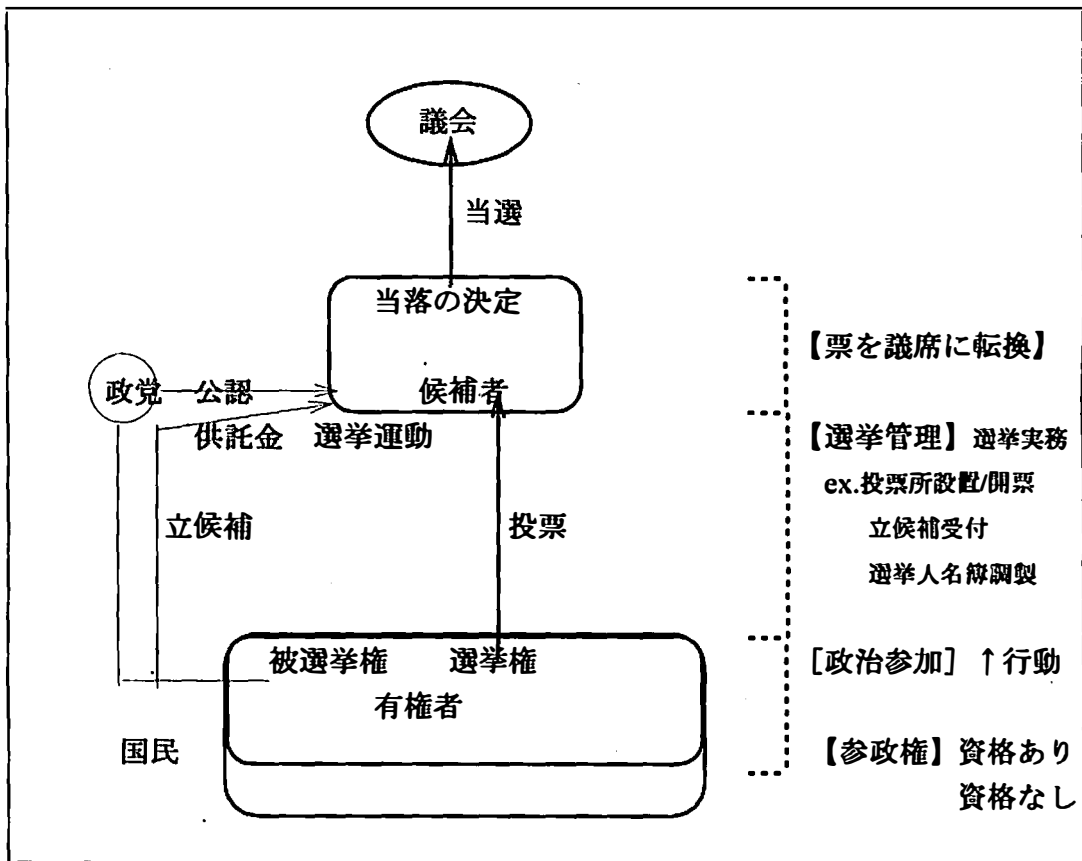
選挙制度改革

岩崎美紀子

地方議会選挙の現実問題

- ・無投票が多い
- ・女性議員が少ない
- ・投票率が低い

選挙制度体系図



国民から議会へつながる流れを示す

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 参政権               | ・・・資格（選挙権・被選挙権） |
| [政治参加] ↑行動（参政権行使） | ・・・投票・立候補       |
| 選挙管理・実務           | ・・・有権者向け・候補者向け  |
| 票を議席に転換するメカニズム    | ・・・多数制・比例代表制など  |

2つの↑ 投票と当選が議会へつながる つないでいるのは候補者

議員のなり手不足＝候補者不足

→ 無投票 2つの↑が現れない 選挙とは言えない

これまでの地方議会改革 図の上（議会と議員に関して）

ex 議会の会期/運営、議員の身分/報酬、政務活動費の導入など  
議会や議員の活動が住民に身近に感じられていない 下半分が弱い つながっていない

地方議会の選挙制度 戦後 75年変わらない 多数制単記投票

市町村議会 全域選挙

指定都市議会 選挙区選挙

都道府県議会 選挙区選挙

日本の選挙制度の特徴

①選挙区定数が異なる選挙区が併存（1994以降の衆議院を除く）

→同じ選挙なのに選挙制度が異なる SMP と SNTV

②選挙区定数が複数でも候補者1人しか選べない単記投票

→有権者の投票権（議員選出権）を制限

③有権者が投票用紙に候補者名を書く自書式投票

→秘密投票の原則に抵触

選挙情報（候補者リスト）が投票間際で提供されていない

無効票が多い

改革の方向

有権者の視点＞政治家/現職議員

選好表明の度合いが高い投票方法

自書式でなく Printed Ballot

## 立候補の促進

### ①被選挙権の緩和

地方議会議員の被選挙権年齢 25 歳以上 →→ 選挙権と同じく 18 歳以上に

3 ヶ月以上同一市町村に住所を有する者→→被選挙権については住所要件をはずす

### ②供託金

市議会議員選挙の供託金 30 万円 →→廃止

指定都市議会 (50 万円)、都道府県議会 (60 万円) →→減額

戦後 供託金の増額と選挙運動期間の短期化が進行

現職に有利 ・・議員の属性が変わらず

新人に不利 ・・政界へのハードルが高い

## 選挙運動の活性化

有権者とのコミュニケーション/知ってもらう機会

---

## 供託金額の変遷

都道府県議会議員 1 万 (S25)→2 万 (S27)→3 万 (S37)→6 万 (S44)→20 万 (S50)  
→40 万 (S57)→60 万 (H4)

指定都市議会議員 2 万 5000 (S37)→5 万 (S44)→15 万 (S50)  
→30 万 (S57)→50 万 (H4)

一般市議会議員 5000 (S25)→1 万 (S27)→1 万 5000 (S37)→3 万 (S44)→10 万 (S50)  
→20 万 (S57)→30 万 (H4)

衆議院議員 3 万 (S25)→10 万 (S27)→15 万 (S37)→30 万 (S44)→100 万 (S50)  
→200 万 (S57)→300 万 (H4)→SMD300 万/PR600 万 (H6)

## 選挙運動期間の変遷

都道府県議会議員 30 日 (S25)→15 日 (S31)→12 日 (S44)→9 日 (S58)

指定都市議会議員 20 日 (S25)→15 日 (S31)→12 日 (S44)→9 日 (S58)

一般市議会議員 20 日 (S25)→15 日 (S27)→10 日 (S31)→7 日 (S58)

町村議会議員 20 日 (S25)→10 日 (S27)→7 日 (S31)→5 日 (S58)

衆議院議員 30 日 (S25)→25 日 (S27)→20 日 (S33)→15 日 (S58)  
→14 日 (H4)→12 日 (H6)

地方議会 広域自治体の議会 都道府県議会 住民から遠い/国政に近い  
国政政党との関係 地方組織 (県連)

基礎自治体の議会 市町村議会 もっとも近い自治体  
政党が関わらない 候補者は市民団体/組織などが擁立 or 個人の立候補

### 市町村議会選挙の問題と改革案

議会を身近な存在にする：議員の活動を知る 議会モニター、インターンなど→立候補への関心  
立候補しやすい環境 供託金の廃止 →供託金と選挙公営はセットではない  
休職 or 最近のテレワーク普及で兼職の可能性 (オフィスワーカー)

選挙制度の問題 全域選挙で定数は多いのに1人の候補者しか選べない単記投票  
改革案 連記投票  
候補者と定数が同じ場合 信任投票

### 都道府県議会選挙の問題と改革案

問題 無投票当選者が多い/1人区での無投票がとくに多い  
1票の較差

選挙区が設定される選挙では1票の較差の問題がおこる  
選挙区の設定ルール 硬直的

郡市の区域→H25改正 市の区域/市と隣接する町村/隣接する町村  
市の区域を分割できない (小選挙区との例外規定)  
定数が極端に多い選挙区 中心市選挙区  
市町村合併で中心市への吸収合併による市域の拡大

### 改革案A 選挙区選挙を続けるのであれば

選挙区画定の柔軟化

1人区をつくらない/選挙区の規模を大きくする  
較差是正制度の導入 (3原則を満たす制度)

①定期的改正 ②改定方法のルール化 ③第3者機関による改定

選挙区選挙である限り都市地域と非都市地域の人口差が議員数の差に  
広域自治体の議会が都市の議会になる  
広域自治体は非都市地域の存在が個性を与えている

政令市がある道府県議会は政令市域選出議員が多い

道府県議会における指定都市市域議員数の割合

	定数 A	選挙区数	指定都市市域		B/A %
			選挙区数	議員数 B	
北海道議会	100	46	10(札幌)	28	28.0
埼玉県議会	93	52	10(さいたま)	14	15.05
千葉県議会	94	42	6(千葉)	14	14.89
神奈川県議会	105	48	28 ----- 18(横浜) 7(川崎) 3(相模原)	67 ----- 41(横浜) 18(川崎) 8(相模原)	63.81
新潟県議会	53	27	8(新潟)	15	28.30
静岡県議会	68	33	10 ----- 7(浜松) 3(静岡)	28 ----- 15(浜松) 13(静岡)	41.18
愛知県議会	102	55	16(名古屋)	31	30.39
京都府議会	60	25	11(京都)	34	56.67
大阪府議会	88	53	27 ----- 21(大阪) 6(堺)	35 ----- 27(大阪) 8(堺)	39.78
兵庫県議会	86	39	9(神戸)	23	26.74
岡山県議会	55	19	4(岡山)	19	34.55
広島県議会	64	23	8(広島)	26	40.63
福岡県議会	87	45	14 ----- 7(北九州) 7(福岡)	39 ----- 16(北九州) 23(福岡)	44.83
熊本県議会	49	21	2(熊本)	17	34.69
宮城県議会	59	23	5(仙台)	24	40.68

## 改革案B 全域1区の比例代表制

都道府県議会 市町村議会と異なり政党色

比例代表制 政党（会派）は名簿の準備が必要 名簿作成能力

県連 どのような名簿をつくるか 候補者の選定（属性、職業、地域性など）

有権者は名簿を見て投票先を決める

### 比例代表制の設計要素

名簿の拘束度	拘束名簿	候補者登載順位／上位から当選
	非拘束名簿	候補者は固定 ----- 候補者の削除/追加
選挙区の設定	設定せず	全域1区
	設定	選挙区ごとに名簿
議席配分の票の算定式	最大平均法	ドント式、サンラグ式など
	最大剰余法	ヘア式など
議席配分得票率要件 threshold	設定せず	票数に比例した議席配分
	設定	設定得票率以下の政党の票はすべて死票

名簿の拘束度：非拘束名簿

政党任せの候補者名簿でなく自由名簿/柔軟名簿

有権者が候補者を削除したり加えたりできる

選挙区の設定：設定せず（全域1区）

議席配分の票の算定式：サンラグ式かヘア式

議席配分得票率要件：設定せず

### 国政との関連

日本は地方組織の組織力が弱い政党が多い

一部選挙区だけに候補 国政選挙で全国選挙区に候補を擁立しない政党の多さ

全国の有権者に投票先が提供できていない

日本の有権者は選挙区によって選択肢にバラツキ 選挙の競争性が低い

日本政治 同じ政党が政権の座に居続ける 緊張感の欠如

有権者の選択肢が限定

政党の地方組織の強化

国政選挙で有意な選択肢を提供し選挙の競争性を高める 政治に緊張感

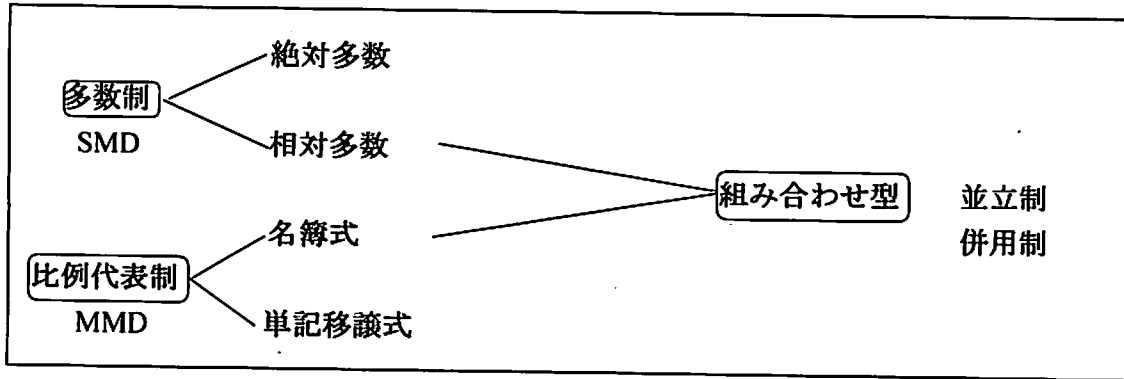
票を議席に転換するメカニズム=選挙制度

選挙制度の類型 代表への考え方と当選のメカニズムから、多数制と比例代表制に大別

選挙区定数の観点からは、定数1の選挙区 (Single-member District、SMD) と  
複数定数の選挙区 (Multi-member District、MMD)

比例代表制は MMD の選挙制度、多数制は SMD を基本とする選挙制度

### 選挙制度の基本的分類



### 多数制

有権者は各選挙区において候補者に投票、候補者の得票によって当選者が決まる。

多数制が基本的に SMD であるのは、当選基準が明確で全国統一性があるから。

MMD で多数制をとると当選基準は設定できない。得票順に当選することになり、同一選挙区での当選者の得票は異なる。選挙制度としての客観性よりも政治家にとっての当選しやすさが根底にある。

選挙区制は多数制 選挙区定数の違いで「小選挙区制」「中選挙区制」「大選挙区制」

「小選挙区」は SMD、「中選挙区」「大選挙区」はともに MMD

MMD を「中選挙区制」(3～5)と「大選挙区制」(6以上)に分けている

### MMD の選挙制度

	比例代表制 名簿式	比例代表制 単記移譲式 STV	多数制単記投票 単記非移譲式 SNTV	多数制連記投票
有権者の投票 方法	拘束名簿式：政党 に投票 非拘束名簿式：政 党あるいは候補者 に投票	候補者に選好順位 をつけて投票	候補者のなかから 1 名に投票	複数の候補者名を書い て投票 完全連記：定数と同数 制限連記：定数より少 ない数
当選基準	算定式による一定 の票数	当選基数	なし	なし
当選者の決定	政党名簿が決める	当選基数を超える 得票の候補者	得票数の多い候補か ら順次	得票数の多い候補から 順次